

# 公営住宅等の入居者を募集します

税務定住課

受付期間	令和3年5月6日(木)～5月14日(金)
受付場所	税務定住課住まい室
募集戸数	公営住宅7戸
お申し込みに必要なもの	<p>1.入居申込書                  2.住宅等状況申告書                  3.所得の状況が確認できる書類(所得証明、源泉徴収票など)                  4.地方税の滞納が無い事を証明する書類                  5.世帯全員分の住民票(町外の方のみ)※本籍地の表示は不要                  6.その他必要と認める書類                  7.印鑑</p> <p>※3・4の書類は、入居予定者の中で所得のある方全員分を提出してください。                  ※3の書類について、前年と申込時点とで職場が変わっている場合、新しい職場の給与証明が必要となります。(詳細はお問い合わせください。)                  ※申込の際には、必ず「公営住宅入居申込案内(申込前に読みしおり)」をご確認ください。                  ※下線のついている書類は、税務定住課住まい室に用意してあります。</p>

## ●公営住宅

	募集团地	住 所	戸数・家賃	建築年・構造・設備等	そ の 他
①	西団地 A3	北町2丁目7番	・1戸 ・2階2LDK(67.24㎡) ・21,700円～42,500円	・2005(平成17年) ・耐火構造2階建て ・物置、駐車場1台	・家賃の他に温水器、暖房機、調理器のリース料(月額6,000円程度)の負担があります。(北電との契約) ・網戸は各自用意 ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気代、除雪費用が別途かかります。
②	西団地 A4	北町2丁目6番	・1戸 ・2階3LDK(78.80㎡) ・25,500円～50,100円	・2006(平成18年) ・耐火構造2階建て ・物置、駐車場1台	・家賃の他に温水器、暖房機、調理器のリース料(月額6,500円程度)の負担があります。(北電との契約) ・網戸は各自用意 ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気代、除雪費用が別途かかります。
③	北団地 A5	北町3丁目11番	・2戸 ・2階3LDK(76.62㎡) ・25,100円～49,300円	・1994(平成6年) ・耐火構造2階建て ・物置、駐車場1台	・調理器(ガス)、灯油暖房機(FF式)、照明設備、網戸は各自用意。 ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気代、除雪費用が別途かかります。
④	清流中央団地A2	西町3丁目8番	・1戸 ・2階2LDK(68.34㎡) ・25,100円～49,300円	・2002(平成14年) ・耐火構造2階建て ・物置、駐車場1台	・家賃の他に温水器、暖房機、調理器のリース料(月額5,000円程度)の負担があります。(北電との契約) ・網戸は各自用意 ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気代、除雪費用が別途かかります。
⑤	清流団地 A4	西町3丁目7番	・1戸 ・1階2LDK(75.07㎡) ・26,600円～52,200円	・2014(平成26年) ・木造平屋建て(ロフト付き) ・物置、駐車場2台	・調理器(ガス)、灯油暖房機(FF式)は各自用意。
⑥	西8号団地 A3	西町8丁目4番	・1戸 ・2階3LDK(70.66㎡) ・19,800円～39,000円	・1988(昭和63年) ・耐火構造3階建て ・物置、駐車場1台	・調理器(ガス)、灯油暖房機(煙突)、照明設備は各自用意。 ・自治会管理の共同灯及びポンプ電気代、除雪費用が別途かかります。

入居資格	<p>1. 原則、同居または同居しようとする親族(婚約中の方なども含む)がいる方                  (60歳以上、障害者手帳の所持者など単身で申し込める場合があります)                  ※不自然な合体・分離をした世帯については、申し込むことはできません。(DV被害者の方を除く。)</p>
	<p>2. 町内会への入会及び町内会費の納入できる方</p>
	<p>3. 法の規定により算出した月額所得(世帯全員分)が15万8千円以下                  ※ただし、次のいずれかの要件に該当する場合は、月額所得(世帯全員分)が21万4千円以下となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校就学の始期に達するまでの方がいる場合</li> <li>・身体障がい等級1級から4級までの方がいる場合</li> <li>・精神障がい等級1級から3級までの方がいる場合、知的障がい(精神障がいの程度に相当)の方がいる場合</li> </ul> <p>※上記の外にも要件がありますので、お問い合わせ下さい。</p>

## 注意事項

- ・申込の際は、必ず東川町公営住宅入居申込案内をご確認ください。(税務定住課住まい室で配布)
- ・入居申込者または同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に該当する場合は入居できません。
- ・室内・室外でペット飼育は認められません。
- ・ここに記載の家賃は、この住宅の最高家賃ではありません。(長期間居住され所得が増えた場合には、家賃が最大10万円を超える場合があります。)

## 選考方法

入居者選考委員会を開催し、入居者を決定します。

## 入居期限

5月末 ※期限迄に入居することが要件となっています。

## 敷金

家賃の3カ月分

## 連帯保証人

入居者が家賃滞納等をした際に、代わって弁済することが可能な程度の定期的な収入がある方2人。

## お問い合わせ

税務定住課住まい室 ☎82-2111(内線115、116)